

個人情報保護審議会付議事項等調査委員会設置要綱

(平成29年2月22日区長決定)

(設置)

第1条 東京都板橋区個人情報保護法施行条例（令和4年板橋区条例第54号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）及び東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する条例（平成27年板橋区条例第56号。以下「番号条例」という。）の規定に基づき東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会（東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会条例（平成8年板橋区条例第26号）第1条に基づき設置された審議会をいう。）に諮問することができることとされた事項（以下「付議事項」という。）及び報告することができることとされた事項（以下「報告事項」という。）について調査するため、個人情報保護審議会付議事項等調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 個人情報保護法施行条例第8条第1項の規定による付議事項の調査
- (2) 番号条例第18条の規定による付議事項の調査
- (3) 個人情報保護法施行条例第8条第2項の規定による報告事項の調査
- (4) 番号条例第5条第1項、第6条第1項、第11条第4項、第16条及び第17条の規定による報告事項の調査

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、総務部長の職にある者とし、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。
- 4 委員は、政策経営部IT推進課長、総務部課税課長、同部区政情報課長、区民文化部戸籍住民課長、健康生きがい部健康推進課長及び福祉部福祉総務課長の職にある者をもってこれに充てる。

(委員会の招集等)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じ招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、付議事項及び報告事項に係る業務の所管課長及び所管課職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、メール、ウェブ会議その他の方法により、会議の開催、調査及び議事の議決を行うことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部市政情報課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。